

豊田工業大学長 殿

公正な取引に関する誓約書

当社（当法人）は、貴学からの物品等の購入依頼に際して、以下の事項に従うことを誓約いたします。

記

- (1) 貴学の規則等を遵守し、不正に関与しません。
- (2) 貴学が研究費に関して実施する内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。
- (3) 万一、当社（当法人）が不正に関与した場合は、取引停止を含むいかなる対応を講じられても異議はありません。
- (4) 貴学の構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報します。

以上

年 月 日

住 所

会 社 名

代 表 者
役職・氏名

印

【研究費の不正に係る通報窓口】

総務部総括グループ

- 《連絡方法》・書面・面談窓口を訪問（受付：平日 9 時～17 時）
- ・電 話：052-809-1717（受付：平日 9 時～17 時）
 - ・F A X：052-809-1721
 - ・E-mail：sokatsu3@toyota-ti.ac.jp

【参考】豊田工業大学 固定資産及び物品調達規定

(取引の停止)

第 8 条 次の各号の一に該当する取引先に対しては、一定期間取引を停止し、または以後の取引を認めないことがある。

- (1) 調査にあたり、虚偽の申告をしたと認められるもの
- (2) 見積もりにあたり、談合を行い、本学に不利益を及ぼしたと認められるもの
- (3) 契約の履行に際し、工事もしくは製造を粗雑にし、または物件の品質、数量に関し、不正の行為があったと認められるもの
- (4) その他本学に対し不利益を及ぼす行為をしたと認められるもの